

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

持続可能な社会のために SDGs(エス・ディー・ジーズ)を実践しましょう!

地球の人口は年々増加しています。一方、地球上の資源は限られているため、このままの暮らしを続けていくと温室効果ガスが増え、地球全体の気温が上昇します。そのため、天候が乱れ農作物などが作れなくなり、食糧不足が懸念されます。

誰一人取り残さず、皆が豊かで幸せに暮らす未来のために、「SDGs」という2030年を達成期限とする、17の目標が国連の会議で定められました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



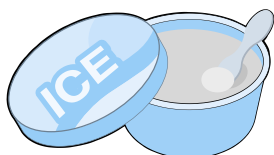
クイズで学ぼう SDGs

Q1 賞味期限について



アイスクリームの賞味期限は、どれでしょう？

- ①6 か月
- ②1 年
- ③なし



Q2 プラスチックごみの処分方法



プラスチックごみの処分方法で、一番多く利用されているものはどれでしょう？

- ①ケミカルリサイクル(化学的に分解して再利用)
- ②サーマルリサイクル (エネルギー回収)
- ③マテリアルリサイクル(廃棄物を原材料として再利用)

答え ③ なし

アイスクリーム類は冷凍で保存されるので、-18度以下で温度管理がされていれば、品質の劣化が少ない食品と考えられています。そのため、消費者庁の規定により、賞味期限の省略が認められています。

ただし、家庭の冷凍庫での保存では、開閉による温度変化により、味が変わることがあるので、なるべく早めに食べましょう。

出典：農林水産省 HP「消費者の部屋」
<https://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/1912/0202.html>

✓消費期限と賞味期限の違い

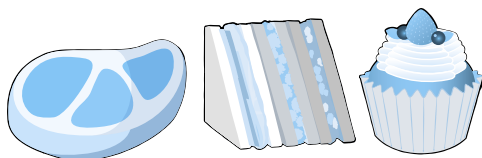
消費期限は「安全に食べられる期限」のことで、**賞味期限**は「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。**消費期限**を過ぎると安全でなくなる可能性があるため、期限内に食べるようにしましょう。

一方、**賞味期限**を過ぎても、未開封かつ正しい保存方法で保存されている場合は、すぐに安全でなくなるとは限りません。五感を働かせ自分で食べられるかを判断することも大切です。

消費期限

傷みやすい食品に表示。
期限を越えると安全でなくなる可能性がある。

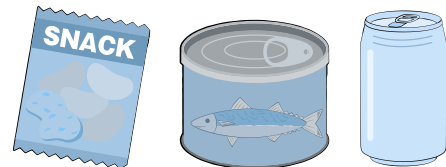
食肉・惣菜・生菓子類など



賞味期限

比較的傷みにくい食品に表示。
期限を越えてもすぐに安全でなくなるとは限らない。

スナック菓子・缶詰など



目標達成のためにできることは？

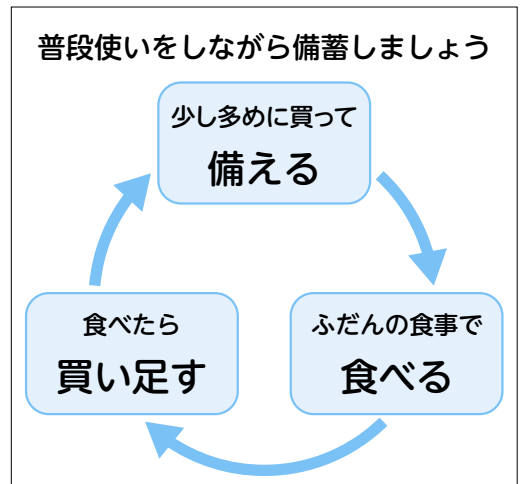


防災対策と食品ロス削減を両立！
ローリングストック法で備蓄しましょう！

ローリングストック法とは、普段食べている食品を少し多めに買い置きして、食べたらずその分を買い足す「ふだん使用でカンタン備蓄」の方法です。

備蓄食を期限内に食べ切ることができ、災害時に、備蓄食料が口に合わない、作り方が分からない等、戸惑うことも少なくなります。

缶入りパンや調理不要なレトルトなどは、キャンプや山登りなど普段のアウトドアでも使え、食品ロスも防げます。



答え ② サーマルリサイクル (エネルギー回収)

12 つくる責任
つかう責任

目標 12
つくる責任
つかう責任

14 海の豊かさ
を守ろう

目標 14
海の豊かさ
を守ろう

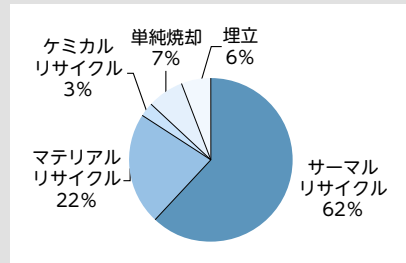
日本の年間のプラスチックごみ排出量は、約 823 万トン、そのうちの有効利用率は87%と、高い水準が保たれています。

サーマルリサイクルとは、プラスチックをごみとして焼却する際に発生する熱や排ガスを使って、発電したりエネルギー源として利用する方法です。プラスチックごみの処分方法の約 3 分の 2 を占めます。

マテリアルリサイクルとは、廃プラスチックを溶かし、それを原料にして、新しいプラスチック製品を作る技術です。

ケミカルリサイクルとは、廃棄物に科学的な処理をして、原料に戻してからリサイクルすることです。

プラスチックごみの処分方法
(2022 年約 823 万トン)



参考：(一社)プラスチック循環利用協会
<https://www.pwmi.or.jp/pdf/panf1.pdf>

目標達成のためにできることは？



海洋プラスチックごみを減らしましょう

海洋プラスチックごみは、世界で年間約800万トンと試算され、2050年には、海にいる魚の総重量を上回ると推定されています。

太陽光や波の力で、プラスチックが細かく砕かれ、粒状になったものを、マイクロプラスチックといい、海洋生物がエサと間違えて食べて病気になる等、大きな社会問題になっています。



プラスチックと賢く付き合みましょう！

プラスチック製品のポイ捨てをやめ、ごみの分別ルールを守って正しく処分することが、環境を守る第一歩です。

また、マイバッグやマイボトルを持ち歩く、環境に優しい代替素材で作られた製品を選ぶなどは、使い捨てプラスチックの使用を減らすことに繋がります。

できることから始めてみましょう。

〔プラスチックとの賢い付き合い方の例〕

使う	減らす	捨てる	戻す
再生プラスチックの活用	マイボトル、マイバッグ	清掃活動	リサイクル

出典：環境省「エコジン」
https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin_backnumber/issues/19-09/19-09d/second/index.html

プラスチックを資源として回収します！

(令和6年10月から一部地域で、令和7年4月からは台東区全域で実施)

「プラスチック」を資源化することで、温室効果ガスの排出削減等をはじめとした地球環境への負担軽減を図ることができます。循環型社会の実現を目指すために、プラスチック分別回収へのご協力をお願いします。

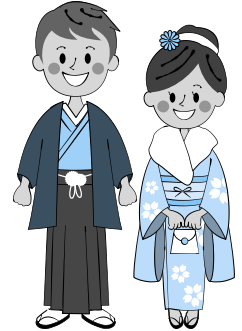
お問い合わせ

台東区役所清掃リサイクル課 (資源担当) 電話：03-5246-1291
<https://www.city.taito.lg.jp/kurashi/gomi/wakekata/shigenjoho/plastics.html>

18歳から成年です

💡 2022年4月より、成年年齢が20歳から「18歳」に引き下げられました

未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年（＝18歳以上）になって結んだ契約は、未成年者取消権の行使ができなくなります。



💡 若者が巻き込まれやすい消費者トラブル

20歳代の相談は、「エステティックサービス」や「美容医療」などの相談、オンラインカジノ、副業サイト、仮想通貨への投資などの儲け話に関するトラブルが多く、契約金額も高額です。

こうしたトラブルに、成年になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがありますので注意が必要です。

1月から3月は『若者の悪質商法被害防止キャンペーン』期間です

悪質商法かも!? 勧誘されたら^{いやや}188番 あやしい話には、ご用心!

《消費者トラブルは自分には関係ない、と思っていませんか?》

最近の若者を狙う悪質商法では、SNS等を悪用した手口が増加しており、トラブルは身近に潜み、誰もが被害に遭うおそれがあります。

被害に遭っても自分に落ち度があると感じて、相談せずにあきらめてしまう人も多いようです。

困ったら、一人で悩まず、下記の台東区消費生活センター又は消費者ホットライン188へご相談ください。



台東区消費生活センター

相談専用電話 **03-5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

相談できる方 台東区内在住、在勤、在学の方

トラブルにあった時は
早めにご相談ください。

電話または来所による相談です。
相談無料・秘密厳守です。

